

平成十二年政令第二百五十号

財務省組織令
内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）及び財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）の規定に基づき、この政令を制定す
る。

目次

第一章 本省	第一節 秘書官（第一条）
第二節 内部部局	第一款 大臣官房及び局の設置等（第二条）
第三款 課の設置等	第二款 特別な職の設置等（第九条—第十一条）
第一目 大臣官房（第十三条—第二十一 条）	第二目 主計局（第二十二条—第二十九 条）
第三目 主税局（第二十条—第三十六 条）	第四目 関税局（第三十七条—第四十四 条）
第五目 理財局（第四十五条—第五十五 条）	第六目 國際局（第五十六条—第六十四 条）
第六節 削除	第七節 審議会等（第六十五条）
第五節 施設等機関（第六十六条—第七十一 条）	第八節 國税庁（第七十二条—第七十一 条）
第六節 地方支分部局	第九節 特別な職（第八十七条）
第一款 財務局（第八十八条—第八十三 条）	第二節 内部部局（第八十四条—第八十六 条）
第二款 税關（第八十四条—第八十六 条）	第三節 施設等機関（第九十五条）
第三款 國税庁	第四節 地方支分部局（第九十六条—第九十 八条）
附則 第一章 本省	附則 第二章 本省
第一節 秘書官（秘書官の定数）	第一節 秘書官（秘書官の定数）
第一条 秘書官の定数は、一人とする。	第一条 秘書官の定数は、一人とする。

第二節 内部部局
第一款 大臣官房及び局の設置等（大臣官房及び局の設置）
第二条 本省に、大臣官房及び次の五局を置く。（大臣官房の所掌事務）
主計局（主計局）
関税局（関税局）
理財局（理財局）
国際局（国際局）

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさど る。（大臣官房の所掌事務）
一 機密に関すること。
二 大臣の官印及び省印の保管に関すること。
三 財務省の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
四 財務省の所掌事務に関する総合調整に関すること。
五 法令案その他の公文書類の審査に関すること。
六 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
七 財務省の保有する個人情報の保護に関すること。
八 広報に関すること。
九 財務省の機構及び定員に関すること。
十 財務省の行政の考査に関すること。
十一 財務省の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計に関する監査に関すること。
十二 財務省の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計に関する監査に関すること。
十三 財務省の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計に関する監査に関すること。
十四 財務省の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
十五 財務省の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計に関する監査に関すること。
十六 財務省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。
十七 財務省の情報システムの整備及び管理に関すること。
十八 国税収納金整理資金の管理に関すること。
十九 収入印紙及び自動車重量税印紙の出納及び保管に関すること。
二十 交付税及び譲与税配付金特別会計の経理に関すること。
二十一 政府債務の償還に関する事務を執行する。

二十二 財務省所管の特別会計に属する物品の管理に関する事務を執行する。
二十三 財務局及び沖縄総合事務局の所掌事務（沖縄総合事務局にあつては、財務局において所掌すること（国債整理基金特別会計に属するものを除く。）。
二十四 財務省の所掌に関する総合的又は基本的な政策の企画及び立案に関する事務（以下同じ。）の運営に関する総合的監督に関する事務。
二十五 財務省の所掌に関する政策の企画及び立案並びに調査及び研究の調整に関する事務。
二十六 財政経済一般に関する基本的な運営方針に関する企画及び立案に関する事務。
二十七 国の債務の管理その他資金の需給及び循環に関する事務の総括に関する事務。
二十八 財務省の所掌に関する調査及び研究並びに資料及び情報の収集及び提供に関する事務。
二十九 財務省の所掌に関する統計に関する事務の総括に関する事務。
三十 準備預金制度に関する事務。
三十一 金融機関の金利の調整に関する事務。
三十二 政策金融に関する総合的又は基本的な政策の企画及び立案（国際局の所掌に属するものを除く。）。
三十三 政府関係金融機関に関する事務（株式会社国際協力銀行及び独立行政法人国際協力機構については、国際局の所掌に属するものを除く。）。
三十四 株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行及び独立行政法人国際協力銀行の所掌に属するものを除く。）。
三十五 独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び国立研究開発法人情報通信研究機構に関する事務。
三十六 地方公共団体金融機関の行う公庫債権管理業務に関する事務。
三十七 住宅融資保険に関する事務。
三十八 健全な財政の確保、国庫の適正な管理、通貨に対する信頼の維持及び外國為替の安定の確保の任務を遂行する観點から行う金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企

二十一 東日本大震災復興特別会計の経理のうち財務省の所掌に係るものに関する事務（理財局の所掌に属するものを除く。）。
二十二 財務省所管の特別会計に属する物品の管理に関する事務（国債整理基金特別会計に属するものを除く。）。
二十三 財務局及び沖縄総合事務局の所掌事務（沖縄総合事務局にあつては、財務局において所掌すること（国債整理基金特別会計に属するものを除く。）。
二十四 財務省の所掌に関する総合的又は基本的な政策の企画及び立案に関する事務（以下同じ。）の運営に関する総合的監督に関する事務。
二十五 財務省の所掌に関する政策の企画及び立案並びに調査及び研究の調整に関する事務。
二十六 財政経済一般に関する基本的な運営方針に関する企画及び立案に関する事務。
二十七 国の債務の管理その他資金の需給及び循環に関する事務の総括に関する事務。
二十八 財務省の所掌に関する調査及び研究並びに資料及び情報の収集及び提供に関する事務。
二十九 財務省の所掌に関する統計に関する事務の総括に関する事務。
三十 準備預金制度に関する事務。
三十一 金融機関の金利の調整に関する事務。
三十二 政策金融に関する総合的又は基本的な政策の企画及び立案（国際局の所掌に属するものを除く。）。
三十三 政府関係金融機関に関する事務（株式会社国際協力銀行及び独立行政法人国際協力機構については、国際局の所掌に属するものを除く。）。
三十四 株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行及び独立行政法人国際協力銀行の所掌に属するものを除く。）。
三十五 独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び国立研究開発法人情報通信研究機構に関する事務。
三十六 地方公共団体金融機関の行う公庫債権管理業務に関する事務。
三十七 住宅融資保険に関する事務。
三十八 健全な財政の確保、国庫の適正な管理、通貨に対する信頼の維持及び外國為替の安定の確保の任務を遂行する観點から行う金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企

二十一 東日本大震災復興特別会計の経理のうち財務省の所掌に係るものに関する事務（理財局の所掌に属するものを除く。）。
二十二 財務省所管の特別会計に属する物品の管理に関する事務（国債整理基金特別会計に属するものを除く。）。
二十三 財務局及び沖縄総合事務局の所掌事務（沖縄総合事務局にあつては、財務局において所掌すること（国債整理基金特別会計に属するものを除く。）。
二十四 財務省の所掌に関する総合的又は基本的な政策の企画及び立案に関する事務（以下同じ。）の運営に関する総合的監督に関する事務。
二十五 財務省の所掌に関する政策の企画及び立案並びに調査及び研究の調整に関する事務。
二十六 財政経済一般に関する基本的な運営方針に関する企画及び立案に関する事務。
二十七 国の債務の管理その他資金の需給及び循環に関する事務の総括に関する事務。
二十八 財務省の所掌に関する調査及び研究並びに資料及び情報の収集及び提供に関する事務。
二十九 財務省の所掌に関する統計に関する事務の総括に関する事務。
三十 準備預金制度に関する事務。
三十一 金融機関の金利の調整に関する事務。
三十二 政策金融に関する総合的又は基本的な政策の企画及び立案（国際局の所掌に属するものを除く。）。
三十三 政府関係金融機関に関する事務（株式会社国際協力銀行及び独立行政法人国際協力機構については、国際局の所掌に属するものを除く。）。
三十四 株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行及び独立行政法人国際協力銀行の所掌に属するものを除く。）。
三十五 独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び国立研究開発法人情報通信研究機構に関する事務。
三十六 地方公共団体金融機関の行う公庫債権管理業務に関する事務。
三十七 住宅融資保険に関する事務。
三十八 健全な財政の確保、国庫の適正な管理、通貨に対する信頼の維持及び外國為替の安定の確保の任務を遂行する観點から行う金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企

二十一 東日本大震災復興特別会計の経理のうち財務省の所掌に係るものに関する事務（理財局の所掌に属するものを除く。）。
二十二 財務省所管の特別会計に属する物品の管理に関する事務（国債整理基金特別会計に属するものを除く。）。
二十三 財務局及び沖縄総合事務局の所掌事務（沖縄総合事務局にあつては、財務局において所掌すること（国債整理基金特別会計に属するものを除く。）。
二十四 財務省の所掌に関する総合的又は基本的な政策の企画及び立案に関する事務（以下同じ。）の運営に関する総合的監督に関する事務。
二十五 財務省の所掌に関する政策の企画及び立案並びに調査及び研究の調整に関する事務。
二十六 財政経済一般に関する基本的な運営方針に関する企画及び立案に関する事務。
二十七 国の債務の管理その他資金の需給及び循環に関する事務の総括に関する事務。
二十八 財務省の所掌に関する調査及び研究並びに資料及び情報の収集及び提供に関する事務。
二十九 財務省の所掌に関する統計に関する事務の総括に関する事務。
三十 準備預金制度に関する事務。
三十一 金融機関の金利の調整に関する事務。
三十二 政策金融に関する総合的又は基本的な政策の企画及び立案（国際局の所掌に属するものを除く。）。
三十三 政府関係金融機関に関する事務（株式会社国際協力銀行及び独立行政法人国際協力機構については、国際局の所掌に属するものを除く。）。
三十四 株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行及び独立行政法人国際協力銀行の所掌に属するものを除く。）。
三十五 独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び国立研究開発法人情報通信研究機構に関する事務。
三十六 地方公共団体金融機関の行う公庫債権管理業務に関する事務。
三十七 住宅融資保険に関する事務。
三十八 健全な財政の確保、国庫の適正な管理、通貨に対する信頼の維持及び外國為替の安定の確保の任務を遂行する観點から行う金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企

八　国の予算の執行に関する報告の徵取、実地監査及び指示に関する事務（理財局の所掌に属するものを除く。）。

九　各省各庁の歳入の徵収及び収納に関する事務の一般を管理すること。

十　物品及び国の債権の管理に関する事務の総括に関する事。

十一　国の貸付金（理財局の所掌に属するものを除く。）を管理すること。

十二　政府関係機関の予算、決算及び会計に関する事。

十三　国が出資している法人（国際機関を除く。）の会計に関する事。

十四　國家公務員の旅費その他実費弁償の制度に関する事。

十五　國家公務員共済組合制度に関する事。

十六　国の財務の統括の立場から地方公共団体の歳出に関する事務を行うこと。

十七　国の会計事務職員の研修に関する事。

十八　財政制度等審議会の庶務（財政投融資分科会、たばこ事業等分科会及び国有財産分科会に係るもの）を除く。）に関する事。

（主税局の所掌事務）

第五条　主税局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　租税（関税、とん税及び特別とん税を除く。以下この号において同じ。）に関する制度（外国との租税に関する協定を含む。）の企画及び立案に係ること。

二　租税の收入の見積り及び決算の調査に関する事。

三　税理士に関する制度の企画及び立案に関する事。

四　酒税の保全に関する制度の企画及び立案に関する事。

五　国の財務の統括の立場から地方公共団体の歳入に関する事務を行うこと（地方債に関するもの）を除く。）。

（関税局の所掌事務）

第六条　関税局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　関税、とん税及び特別とん税並びに税関行政に関する制度（外国との関税及び税関行政に関する協定を含む。）の企画及び立案に関する事。

二　関税、とん税及び特別とん税並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二

章第三節に規定する地方消費税の貨物割（以下「貨物割」という。）の賦課及び徴収に関するること。

四 保税制度の運営に関すること。

五 通関業の監督及び通関士に関すること。

六 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

七 税関統計に関すること。

八 税関職員の教養及び訓練に関すること。

九 関税・外国為替等審議会関税分科会の庶務に関すること。

（理財局の所掌事務）

第七条 理財局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国庫收支の調整その他国内資金運用の調整に関すること。
- 二 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること（金融庁並びに大臣官房及び国際局の所掌に属するものを除く。）。
- 三 たばこ事業及び塩事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 四 日本たばこ産業株式会社の行う業務に関すること。
- 五 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究所の行う業務に関すること（国税庁の保管に属するものを除く。）。
- 六 国庫制度及び通貨制度の企画及び立案に関すること。
- 七 国庫金の出納、管理及び運用並びに国の保管に属する有価証券の管理に関すること。
- 八 国債に関すること。
- 九 日本銀行の国庫金及び国債の取扱事務を監督すること。
- 十 貨幣及び紙幣の発行、回収及び取締り並びに紙幣類似証券及びすき入紙製造の取締りに関すること。
- 十一 日本銀行券に関すること。
- 十二 政府契約に基づく支払の遅延防止に関する報告の徵取、実地監査及び指示に関すること。
- 十三 独立行政法人造幣局及び独立行政法人印刷局の組織及び運営一般に関すること。

四十四 債券及び借入金に係る債務について国が債務を負担する保証契約に関すること。

四十五 在外公館等借入金の返済に関すること。

四十六 財政投融資制度の企画及び立案に関すること。

四十七 財政投融資計画の作成並びに財政融資資金の管理及び運用に関すること。

四十八 地方債に関すること。

四十九 国有財産の総括に関すること。

五十 國家公務員の宿舎の設置（合同宿舎については、その設置及び管理）に関すること並びに國家公務員の宿舎の設置及び管理に関する事務の総括に関すること。

五十一 普通財産の管理及び処分に関すること。

五十二 特別經理会社、閉鎖機関及び在外会社に関すること。

五十三 連合國財產（国土交通省の所掌に属するものを除く。）の返還、接收貴金属等の処理その他戦後の特殊財産の処理に関すること。

五十四 外国政府による不動産に関する権利の取得のための手続に関すること。

五十五 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和三十一年法律第百十五号）第五条に規定する特定国有財産整備計画に関すること。

五十六 国の出資の実行及び管理に関すること。

五十七 国債整理基金特別会計、財政投融資特別会計及び東日本大震災復興特別会計の経理（東日本大震災復興特別会計にあつては、復興債に係る経費の経理に限る。）に関すること。

五十八 国債整理基金特別会計に属する普通財産の管理及び处分並びに物品の管理に関すること。

五十九 財政投融資特別会計の投資勘定及び特定国有財産整備勘定に属する普通財産の管理及び処分に関すること。

六十 財政制度等審議会の財政投融資分科会、たばこ事業等分科会及び国有財産分科会の庶務に関すること。

（国際局の所掌事務）

第八条 国際局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 外国為替に関する制度（外国との外国為替に関する協定を含む。）の企画及び立案に關すること。

三 外国為替相場の決定及び安定並びに外国為替資金の管理に関する事。

四 國際収支の調整に関する事並びに財務省の所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関する事。

五 金の政府買入れに関する事及び金の輸出入の規制に関する事。

六 國際通貨制度及びその安定に関する事。

七 國際復興開発銀行その他の國際開發金融機関に関する事。

八 外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等並びに外國投資家による同法第二十六条第三項に規定する特定取得の管理及び調整に関する事。

九 外國政府の不動産に関する権利の取得の審査に関する事。

十 本邦からの海外投融資に関する事。

十一 株式会社國際協力銀行及び独立行政法人國際協力機構に関する事（本邦からの海外投融資に関するものに限る。）。

十二 日本銀行の行う外國為替の売買及び国際金融業務に関する事。

十三 外國為替及び國際収支に関する統計に関する事。

十四 外國為替資金特別会計の經理に関する事。

十五 外國為替資金特別会計に属する普通財産の管理及び処分に関する事。

十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二条第二項第三十八号に規定する両替業務を行う者に関する事。

十七 關稅・外國為替等審議会の庶務（關稅分科会に係るものを除く。）に関する事。

第十九条 大臣官房に、官房長を置く。
官房長は、命を受けて、大臣官房の事務を掌理する。
(官房長)
(次長)

第二款 特別な職の設置等

2 次長は、局長を助け、局の事務を整理する。	（総括審議官、政策立案総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官及び審議官）
第一條 大臣官房に、総括審議官一人、政策立案総括審議官一人、公文書監理官一人、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人及び審議官及	十一人（うち三人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。
2 総括審議官は、命を受けて、財務省の所掌事務に関する特に重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。	十一人（うち三人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。
3 政策立案総括審議官は、命を受けて、財務省の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案並びに調整に関する事務を総括整理する。	十一人（うち三人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。
4 公文書監理官は、命を受けて、財務省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。	十一人（うち三人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。
5 サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、財務省の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、財務省の所掌事務に関するサイバーセキュリティをいう。）の確保並びに情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に係る重要な事項についての事務並びに関係事務を総括整理する。	十一人（うち三人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。
6 審議官は、命を受けて、財務省の所掌事務に関する重要な事項についての企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。	十一人（うち三人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。
第七条 大臣官房に、参考官九人を置く。	（大臣官房に置く課等）
第十三条 大臣官房に、次の七課及び厚生管理官一人を置く。	（大臣官房に置く課等）
第三款 課の設置等	第一目 大臣官房

文書課	会計課
地方課	総合政策課
信用機関課	政策金融課
（秘書課の所掌事務）	（文書課の所掌事務）
第十四条 秘書課は、次に掲げる事務をつかさど	第十五条 文書課は、次に掲げる事務をつかさど
一 機密に関すること。	一 財務省の所掌に関する総合的又は基本的な決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
二 官印並びに省印の保管に関すること。	二 財務省所管の国有財産及び物品の管理に関すること。
三 財務省の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。	三 財務省の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
四 奨典の推薦及び伝達の実施並びに表彰及び儀式に関すること。	四 奨典の推薦及び伝達の実施並びに表彰及び儀式に関すること。
五 収入印紙及び自動車重量税印紙の出納及び保管に関すること。	五 交付税及び譲与税配付金特別会計の経理に関すること。
六 東日本大震災復興特別会計の経理のうち財務省の所掌に係るものに関すること（理財局保管に係ること）。	六 東日本大震災復興特別会計の経理のうち財務省の所掌に係るものに関すること（理財局保管に係ること）。
七 財務省所管の特別会計に属する物品の管理に関すること（国債整理基金特別会計に属するものを除く）。	七 財務省所管の特別会計に属する物品の管理に関すること（国債整理基金特別会計に属するものを除く）。
八 債権の管理に関すること。	八 債権の管理に関すること。
九 財務省の所掌事務に係する独立行政法人の職員を含む。に貸与する宿舎に関すること。	九 財務省の所掌事務に係する独立行政法人の職員を含む。に貸与する宿舎に関すること。
十 地方課の所掌事務	十 地方課の所掌事務
第十七条 地方課は、次に掲げる事務をつかさど	第十八条 総合政策課は、次に掲げる事務をつかさど
一 財務省の所掌事務局の所掌事務の運営に関する事務の統合的監督に関すること。	一 財務省の所掌に関する総合的又は基本的な政策企画及び立案に関すること。
二 本省と財務局及び沖縄総合事務局との事務の連絡調整に関すること。	二 政策企画及び立案に関する事務の調査統計に基づく総合的な研究及び分析に関すること。
三 財務局及び沖縄総合事務局の行う地方経済に関する調査及び研究、国有財産の管理及び処分その他の事務に関する地方の実情を踏まえた観点からの施策の調整に関すること。	三 財政経済一般に関する基本的な運営方針に関する企画及び立案に関すること。
四 財務局及び沖縄総合事務局を通じた本省の施策の周知徹底に関すること。	四 国の債務の管理その他資金の需給及び循環に関する事務の統括に関すること。
五 財務局の職員の人事、教養及び訓練並びに研究に関する事務の調整に関すること。	五 内外財政経済に関する調査及び研究並びに資料及び情報の収集及び提供に関すること。
六 財務局の機構及び定員に関する事務の調整に関すること。	六 内外財政経済に関する統計に関する事務の統括に関すること。
七 財務局所属の行政財産及び物品の管理に関する事務の調整に関すること。	七 財務省の所掌に関する調査統計に関する事務の統括に関すること。
八 財務局の概算の調整及び配賦に関する事務の調整に関すること。	八 准備預金制度に関すること。
九 地方財政及び財務省の所掌に関する地方情勢に関する調査及び研究に関すること。	九 金融機関の金利の調整に関すること。
第十九条 政策金融課は、次に掲げる事務をつかさど。	十 財務省の所掌事務に関する陳情及び請願に関すること。
（政策金融課の所掌事務）	（総合政策課の所掌事務）
第一項の任務に関連する特定の内閣の重要な政策について、当該重要な政策に関する閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務。	一 政策金融に関する総合的又は基本的な政策企画及び立案に関する事務。
十一 法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要な政策について、当該重要な政策に関する閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務。	二 株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行、沖縄振興開発金融公庫及び独立行政法人国際協力機構に関する事務。
十二 財務省の行政の考査に関する事務。	三 国際協力銀行及び独立行政法人国際協力機構に関する事務。
十三 財務省の事務能率の増進に関する事務。	四 信託会社日本住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び国立研究開発法人情報通信研究機構に関する事務。
十四 財務省の所掌事務に関する政策の評価に関する事務。	五 信託会社日本住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び国立研究開発法人情報通信研究機構に関する事務。
十五 財務省の情報システムの整備及び管理に関する事務。	六 信託会社日本住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び国立研究開発法人情報通信研究機構に関する事務。
十六 前各号に掲げるもののほか、財務省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。	七 信託会社日本住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び国立研究開発法人情報通信研究機構に関する事務。
十七 財務省の所掌事務に関する政策の評価に関する事務。	八 信託会社日本住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び国立研究開発法人情報通信研究機構に関する事務。

十 財務省の所掌事務に関する陳情及び請願に関すること。	（会計課の所掌事務）
第十六条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。	（総合政策課の所掌事務）
一 財務省の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。	一 財務省の所掌に関する総合的又は基本的な政策企画及び立案に関すること。
二 財務省所管の国有財産及び物品の管理に関すること。	二 財務省の所掌に関する基本的な運営方針に関する企画及び立案に関すること。
三 国税収納金整理資金の管理に関すること。	三 国の債務の管理その他資金の需給及び循環に関する事務の統括に関すること。
四 収入印紙及び自動車重量税印紙の出納及び保管に関すること。	四 内外財政経済に関する調査及び研究並びに資料及び情報の収集及び提供に関する事務の統括に関すること。
五 交付税及び譲与税配付金特別会計の経理に関すること。	五 信託会社日本住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び国立研究開発法人情報通信研究機構に関する事務。
六 東日本大震災復興特別会計の経理のうち財務省の所掌に係るものに関すること（理財局保管に係ること）。	六 信託会社日本住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び国立研究開発法人情報通信研究機構に関する事務。
七 財務省所管の特別会計に属する物品の管理に関すること（国債整理基金特別会計に属するものを除く）。	七 信託会社日本住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び国立研究開発法人情報通信研究機構に関する事務。
八 財務省の所掌事務に係する独立行政法人の職員を含む。に貸与する宿舎に関すること。	八 信託会社日本住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び国立研究開発法人情報通信研究機構に関する事務。
九 地方課の所掌事務	九 信託会社日本住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び国立研究開発法人情報通信研究機構に関する事務。
第十八条 総合政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。	（総合政策課の所掌事務）
一 財務省の所掌に関する総合的又は基本的な政策企画及び立案に関すること。	一 財務省の所掌に関する総合的又は基本的な政策企画及び立案に関すること。
二 政策企画及び立案に関する事務の調査統計に基づく総合的な研究及び分析に関すること。	二 政策企画及び立案に関する事務の調査統計に基づく総合的な研究及び分析に関すること。
三 財政経済一般に関する基本的な運営方針に関する企画及び立案に関すること。	三 財政経済一般に関する基本的な運営方針に関する企画及び立案に関すること。
四 国の債務の管理その他資金の需給及び循環に関する事務の統括に関すること。	四 国の債務の管理その他資金の需給及び循環に関する事務の統括に関すること。
五 内外財政経済に関する調査及び研究並びに資料及び情報の収集及び提供に関する事務の統括に関すること。	五 内外財政経済に関する調査及び研究並びに資料及び情報の収集及び提供に関する事務の統括に関すること。
六 内外財政経済に関する統計に関する事務の統括に関すること。	六 内外財政経済に関する統計に関する事務の統括に関すること。
七 財務省の所掌に関する調査統計に関する事務の統括に関すること。	七 財務省の所掌に関する調査統計に関する事務の統括に関すること。
八 準備預金制度に関すること。	八 準備預金制度に関すること。
九 金融機関の金利の調整に関すること。	九 金融機関の金利の調整に関すること。
十 財務省の所掌事務に関する陳情及び請願に関すること。	十 財務省の所掌事務に関する陳情及び請願に関すること。

において同じ。) に関する政策一般に関すること。

二 租税の収入の見積り及び決算の調査に関すること。

三 地方税、地方交付税及び地方譲与税の制度に関すること。

四 地方公共団体の歳入の調査を行うこと(地方債に関するもの除外)。

五 前各号に掲げるもののほか、主税局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(調査課の所掌事務)

第三十二条 調査課は、次に掲げる事務をつかさど。

一 租税に関する政策の基礎となる事項並びに内国税及び外国の租税に関する制度の調査及び研究に関すること。

二 租税に関する制度の中長期的な観点に立った企画に関すること。

三 租税に関する統計の作成及び分析に関すること。

四 租税の収入の見積方法の調査及び研究に関すること。

(税制第一課の所掌事務)

第三十三条 税制第一課は、次に掲げる事務をつかさど。

一 直接国税(法人税及び地方法人税を除く)に関する制度の企画及び立案に関すること。

(税制第三課及び参事官の所掌に属するものを除く)。

二 国税通則及び内国税の徵收一般に関する制度の企画及び立案に関する制

度の企画及び立案に関する事務をつかさど。

三 税理士に関する制度の企画及び立案に関する

こと。

(税制第一課の所掌事務)

第三十四条 税制第一課は、次に掲げる事務をつかさど。

一 間接国税に関する制度の企画及び立案に関すること(税制第一課の所掌に属するものを除く)。

二 酒税の保全に関する制度の企画及び立案に

関すること。

(税制第三課の所掌事務)

第三十五条 税制第三課は、次に掲げる事務をつかさど。

一 法人税及び地方法人税に関する制度の企画及び立案に関すること(税制第一課及び参事官の所掌に属するものを除く)。

二 所得税法(昭和四十一年法律第三十三号)第七十八条第二項第二号の規定による指定に関すること。

三 租税特別措置の適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告に関する事務の総括に関すること。

四 参事官の職務

第三十六条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 外国との租税に関する協定の企画及び立案に関すること。

二 所得税、法人税及び地方法人税に関する制度のうち、非永住者、非居住者及び外国法人の有する国内源泉所得、外国税額の控除並びに国外の関連者との取引に係るもの企画及び立案に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、主税局の所掌事務に係る国際関係事務(調査課の所掌に属するものを除く)の総括に関すること。

(税制課の所掌事務)

第三十七条 関税局に、次の六課を置く。

(税制課に置く課)

第三十八条 関税局に、次の六課を置く。

(税制課に置く課)

第三十九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさど。

一 関税課、監視課、業務課

(総務課の所掌事務)

第四十条 関税課は、次に掲げる事務をつかさど。

一 関税、とん税及び特別とん税並びに税関行政に関する制度(外国との関税及び税関行政に関する協定を含む)の企画及び立案に関すること。

二 関税局の所掌事務に係る国際協力に関する

こと。

(税制課の所掌事務)

第四十一条 削除

(税制課の所掌事務)

第四十二条 監視課は、次に掲げる事務をつかさど。

一 関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関すること(業務課及び調査課の所掌に属するものを除く)。

二 旅客及び乗組員の携帯品その他これに類似する一般に関すること。

三 本省と税關との事務の連絡調整に関すること。

(総務課の所掌事務)

第四十三条 監視課は、次に掲げる事務をつかさど。

一 関税、とん税及び特別とん税に関する政策

一般に関すること。

二 本省と税關との事務の連絡調整に関すること。

(総務課の所掌事務)

第四十四条 調査課は、次に掲げる事務をつかさど。

一 関税に関する法令及び貨物割に関する犯則

一般に関すること。

二 旅客及び乗組員の携帯品その他これに類似する一般に関すること。

(総務課の所掌事務)

三 関税に関する事務並びに調査課の所掌に属するものを除く)。

(税制課の所掌事務)

第四十五条 理財局に、次の九課及び計画官一人を置く。

一 輸入された貨物に係る関税及び貨物割の課税標準の調査並びに関税及び貨物割に関する

調査課は、次に掲げる事務をつかさど。

一 関税表の品目分類に関すること。

二 輸出貨物の課税標準の算定に関すること。

三 輸出貨物の輸出入その他の輸出貨物に係る許可及び承認に関すること(旅客及び乗組員の携帶品その他これに類するものに係るもの並びに承認の所掌に属するものを除く)。

四 輸出貨物の分析に関すること。

五 輸出貨物の輸出手続に関すること。

六 犯則物件及び公売し又は売却する物件の鑑定に関すること。

七 輸出貨物の監督及び通関士に関すること。

八 通関業の監督及び通関士に関すること。

九 税関行政に関する不服申立て及び訴訟に関すること。

(調査課の所掌事務)

第四十六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさど。

一 国庫制度、通貨制度、国債、財政投融资及び國有財産に関する政策一般に関すること。

(総務課の所掌事務)

二 法人税及び地方法人税に関する制度の企画及び立案に関すること(税制第一課及び参事官の所掌に属するものを除く)。

(税制第三課の所掌事務)

三 輸入貨物の課税標準の算定に関すること。

四 輸出貨物の輸出入その他の輸出貨物に係る許可及び承認に関すること(旅客及び乗組員の携帶品その他これに類するものに係るもの並びに承認の所掌に属するものを除く)。

五 輸出貨物の分析に関すること。

六 郵便物の輸出手続に関すること。

七 犯則物件及び公売し又は売却する物件の鑑定に関すること。

八 通関業の監督及び通關士に関すること。

九 輸出貨物の輸出手続に関すること。

(調査課の所掌事務)

第四十七条 理財局に、次の九課及び計画官一人を置く。

一 輸入された貨物に係る関税及び貨物割の課税標準の調査並びに関税及び貨物割に関する

調査課は、次に掲げる事務をつかさど。

一 関税表の品目分類に関すること。

二 輸出貨物の課税標準の算定に関すること。

三 輸出貨物の輸进出口に係る貨物割に関する

調査課は、次に掲げる事務をつかさど。

一 輸出貨物の輸出手続に関すること。

(総務課の所掌事務)

二 法人税及び地方法人税に関する制度の企画及び立案に関すること(税制第一課及び参事官の所掌に属するものを除く)。

(税制第三課の所掌事務)

一 財政投融資計画の作成及び執行に関すること。
 二 国の特別会計、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人に対する財政融資資金の運用及び財政投融資特別会計の投資勘定の投資に関すること。
 三 地方債の発行の協議における同意及びその発行の許可についての協議に関する基準についての協議に関すること。
 四 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第十項に規定する地方債の予定額の総額等に関する書類の作成についての協議に関すること。
 五 地方債その他の地方財政に関する調査及び研究に関すること。

第六日 国際局

（国際局に置く課）
第五十六条 国際局に、次の七課を置く。

総務課
調査課
国際機構課
地域協力課
為替市場課
開発政策課
開発機関課

（総務課の所掌事務）
第五十七条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 外国為替並びに国際通貨制度及びその安定に関する政策一般に関すること。
 二 外国為替並びに国際通貨制度及びその安定に関する事務の総括及び必要な調整に関すること。
 三 国際局の所掌事務に係る国際協力に関すること（地域協力課の所掌に属するものを除く。）。

四 前三号に掲げるもののほか、国際局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること（調査課の所掌事務）。

第五十八条 調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。
 一 外国為替並びに国際通貨制度及びその安定に関する政策の基礎となる事項の調査及び研究に関すること（地域協力課及び為替市場課の所掌に属するものを除く。）。

一 外国為替並びに国際通貨制度及びその安定に関する地域協力に関すること。
 二 國際局の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち地域協力に関すること。

二 外国為替並びに国際通貨制度及びその安定に関する制度の企画及び立案に関すること。（他課の所掌に属するものを除く。）
 三 國際局の所掌事務に係る法令及び外国との協定に関する資料の収集及び整備に関すること。

四 対外取引に係る支払又は支払の受領に使用する通貨の指定に関すること。（他課の所掌に属するものを除く。）
 五 財務省の所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関すること（為替市場課の所掌に属するものを除く。）
 六 外国為替及び外国貿易法第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等並びに外国投資家による同法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等及び同条第三項に規定する特定取得の管理及び調整に関すること。

七 外国政府の不動産に関する権利の取得の審査に関すること。

八 外国為替に関する統計に関すること。

九 外国為替及び外国貿易法に基づく検査に関すること。

十 本邦からの海外投融資に関すること（開発政策課の所掌するものを除く。）
 十一 犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第三十八号に規定する両替業務を行う者に関すること。

十二 關稅・外國為替等審議会の庶務（關稅分科会に係るものを除く。）に関すること。（国際機構課の所掌事務）

（国際機構課の所掌事務）
第五十九条 国際機構課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 外国との外國為替並びに国際通貨制度及びその安定に関する協定の企画及び立案に関する事務（開発政策課の所掌に属するものを除く。）
 二 国際通貨基金及び経済協力開発機構金融支援基金に関する事務。

三 地域的な経済統合及び経済協力又は開発に関する国際機構に係る外國為替並びに国際通貨制度及びその安定に関する事務（開発政策課の所掌に属するものを除く。）。

四 前三号に掲げるもののほか、国際局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること（調査課の所掌に属するものを除く。）。

（地域協力課の所掌事務）

第五十条 地域協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 外国為替並びに国際通貨制度及びその安定に関する地域協力に関する事務のうち地域協力に関する事務のうち（開発政策課の所掌に属するものを除く。）。

三 外国為替並びに国際通貨制度及びその安定に関する国際会議に関すること。（開発政策課の所掌事務）
 四 外国為替相場の決定及び安定に関すること。（開発政策課の所掌事務）
 五 外国為替資金の管理及び運営その他の外貨資金の管理に関すること。（開発政策課の所掌事務）
 六 外国為替資金特別会計に属する普通財産の管理及び処分に関すること。（開發政策課の所掌事務）
 七 外国為替資金特別会計に属する普通財産の管理及び処分に関すること。（開發政策課の所掌事務）
 八 国際收支及び国際貸借の調整に関すること。（開發政策課の所掌事務）
 九 国際收支及び国際貸借に関する統計に関すること。（開發政策課の所掌事務）
 十 本邦からの海外投融資に関すること（開發政策課の所掌するものを除く。）
 十一 犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第三十八号に規定する両替業務を行う者に関すること。

十一 關稅・外國為替等審議会の庶務（關稅分科会に係るものを除く。）に関すること。（国際機構課の所掌事務）
第六十二条 開発政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。
 一 本邦からの海外投融資のうち経済開発に係るものに関する次のイからニまでに掲げること。
 イ 国際通貨制度及びその安定上の政策に関する事務。
 ロ 外国政府（政府機関その他これに準ずるものを含む。）において同じ。）との協定の企画及び立案に関する事務。
 ハ 外国政府との協定に関する財務で財務省の所掌に属するものの管理に関する事務。

（開發政策課の所掌事務）
第六十三条 開發機関課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 國際復興開発銀行、國際金融公社、國際開發協会及び多數国間投資保証機関に関すること。（開發機関課の所掌事務）
 二 國際機構課の所掌事務をつかさどる。
 三 株式会社国際協力銀行及び独立行政法人国際協力機構に関する事務（本邦からの海外投融資に関するものに限る。）
 四 財務省の職員（沖縄総合事務局において、財務局において所掌することとされている事務に従事する職員を含む。）に対して、本省及び財務局の所掌事務に従事するため必要な研修を行うこと。

二 アジア開発銀行、米州開発銀行、米州投資公社、欧州復興開発銀行、中東・北アフリカ経済協力開発銀行、アフリカ開発銀行及びアフリカ開発基金に関すること。

第六十四条 削除 第三節 審議会等

（関税等不服審査会）
第六十五条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、關稅等不服審査会を置く。（為替市場課の所掌事務）
第六十六条 本省に、次に掲げる事務をつかさどる。
 一 外国為替相場の決定及び安定に関すること。（開發政策課の所掌事務）
 二 外國為替資金の管理及び運営その他の外貨資金の管理に関すること。（開發政策課の所掌事務）
 三 外国為替資金特別会計に属する普通財産の管理に関すること。（開發政策課の所掌事務）
 四 外国為替資金特別会計に属する普通財産の管理及び処分に関すること。（開發政策課の所掌事務）
 五 金の政府買入れに関すること及び金の輸出入の規制に関すること。（開發政策課の所掌事務）
 六 日本銀行の行う外国為替の売買及び国際金融業務に関すること。（開發政策課の所掌事務）
 七 國際收支及び国際貸借の調整に関すること。（開發政策課の所掌事務）
 八 国際收支及び国際貸借に関する統計に関すること。（開發政策課の所掌事務）
 九 国際收支及び国際貸借に関する調査及び研究に関すること。（開發政策課の所掌事務）
 一〇 本邦からの海外投融資のうち経済開発に係るものに関する次のイからニまでに掲げること。
 イ 国際通貨制度及びその安定上の政策に関する事務。
 ロ 外国政府（政府機関その他これに準ずるものを含む。）において同じ。）との協定の企画及び立案に関する事務。
 ハ 外国政府との協定に関する財務で財務省の所掌に属するものの管理に関する事務。

（設置） 第四節 施設等機関

第六十七条 本省に、次の施設等機関を置く。

財務総合政策研究所
会計センター
関稅中央分析所
稅關研修所

（財務総合政策研究所）

一 財務省の所掌に係る政策その他の内外財政事務をつかさどる。

二 財務省の所掌に係る政策その他の内外財政経済に関する基礎的又は総合的な調査及び研究並びに資料、情報及び図書の収集、保管、編集及び提供を行うこと。

三 企業の経理の実態に関する統計を作成すること。

四 国立国会図書館文部財務省図書館に関すること。

六 財務省の所掌事務に係る国際協力をを行うこと。

財務大臣は、財務総合政策研究所の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、財務総合政策研究所の研修支所を設けることができる。

財務総合政策研究所の位置及び内部組織並びに研修支所の名称、位置、所掌事務及び内部組織は、財務省令で定める。

(会計センター)

第六十八条 会計センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一 電子情報処理組織（財務省に設置される各省各庁の利用に係る電子計算機と各省各庁に設置される入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次号において同じ。）による国の会計事務の処理の実施に関し、調査、研究及び各省各庁との調整を行うこと。

二 会計法第二十四条第一項及び第二項並びに第四十六条の三の規定に基づき、電子情報処理組織による国の会計事務を行うこと。

三 国の職員（政府関係機関の職員を含む。）に対して、会計事務に従事するため必要な研修を行うこと。

四 会計センターの位置及び内部組織は、財務省令で定める。

(関税中央分析所)

第六十九条 関税中央分析所は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 輸出入貨物に関する分析のうち、高度の専門技術を要するものを行うこと。

二 輸出入貨物に関する分析に必要な試験、研究及び調査を行うこと。

三 関税中央分析所の位置及び内部組織は、財務省令で定める。

(税関研修所)

第七十条 税関研修所は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 財務省の職員に對して、税関行政に従事するため必要な研修を行うこと。

二 関税、とん税及び特別とん税並びに税関行政に関する研修に係る国際協力をを行うこと。

三 財務大臣は、税関研修所の所掌事務を分掌させることのため、所要の地に、税関研修所の支所を設けることができる。

四 税関研修所の位置及び内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織は、財務省令で定め

第七十二条から第七十九条まで		第八十条		第五節 削除	
(財務局の名称、位置及び管轄区域)		財務局の名称、位置及び管轄区域は、 次とのおりとする。		第六節 地方支分部局	
名称	位置	北海道財務局	北海道札幌市	北海道管轄区域	
北海道財務局	北海道札幌市	北海道	北海道札幌市	北海道	
東北財務局	東北仙台市	青森県	岩手県	宮城県	秋田県
近畿財務局	近畿名古屋市	岐阜県	山形県	福島県	福島県
東海財務局	東海大阪市	滋賀県	栃木県	群馬県	埼玉県
中国財務局	中国広島市	重県	千葉県	東京都	神奈川県
四国財務局	四国高松市	徳島県	山口県	新潟県	山梨県
九州財務局	九州熊本市	福岡県	大分県	岡山県	長野県
（財務局の内部組織）	（財務局の内部組織）	（財務局の内部組織）	（財務局の内部組織）	（財務局の内部組織）	（財務局の内部組織）
総務部	総務部	総務部	総務部	総務部	総務部
理財部	理財部	理財部	理財部	理財部	理財部
管財部	管財部	管財部	管財部	管財部	管財部

第二章 国税庁 第一節 特別な職 第八十七条 国税庁に、次長一人を置く。
（次長）
第二節 内部部局
（長官官房及び部の設置）
第八十八条 国税庁に、長官官房及び次の三部を置く。
課税部
徴収部
調査监察部
（長官官房の所掌事務）
第八十九条 長官官房は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 国税庁の所掌事務に関する総合調整に関すること。
二 法令案その他の公文書類の審査に関すること。
三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
四 国税庁の保有する個人情報の保護に関すること。
五 国税庁の機構及び定員に関すること。
六 国税庁の所掌事務の監察に関すること。
七 機密に関すること。
八 長官の官印及び印の保管に関すること。
九 国税庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関するこ
と。
十 国税庁の所掌に係る経費及び收入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関するこ
と。
十一 国税庁所属の行政財産及び物品の管理に関するこ
と。
十二 国税庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に關すること。
十三 広報（税務に関する広聴を除く。）に関するこ
と。
十四 納税環境の整備に関する事務の総括に關す
ること。
十五 印紙の形式に関する企画及び立案に関するこ
と。

の十八、第八条の三、第九条の十四、第九条の二第二項、第十九条の二、第二十条の二

第一項、第九条の二十二、第九条の二十三第
の十五第一項 第九条の十八 第九条の十九

一項、第三十八条第一号及び第四十六条の二から第四十六条の三までの改正規定、同条の

次に一条を加える改正規定、同令第四十八条の三及び第四十八条の三の二の改正規定、同

条を同令第四十八条の三の三とし 同令第四十八条の三の次に一条を加える改正規定、同

令第四十八条の五の一及び第四十八条の六の改正規定、同条の次に一条を加える改正規

定、同令第四十八条の七第一項の改正規定（第三百四十四条の二第一項第五号の三に規定

する事由の範囲」を「第三百四十四条の二第一項第五号の三に規定する政令で定める保険料

又は掛金」に改める部分及び「第七条の十五の七第一号一を「第七条の十五の七」に改

の「第一号」を「第三号」に改め、「同条第二号中「法第三十四条第八項第二号」とあるのは「法第三百四十四条の二第

（第二号）（あるのは、一項第三目「四条の二第
八項第二号」とを削る部分を除く。）並び
に同令第四一人の八、第四二人条の九及び

は同令第四十ハ条のハ、第四十ハ条のナ及び
第四十八条の九の三から第四十八条の九の六

までの改正規定並びに同令附則第四条から第
四条の四までの改正規定、同令附則第五条の

次に二条を加える改正規定、同令附則第五条の二第三項の改正規定（「第四十二条の四第

十一項」を「第四十二条の四第十項」に改める部分を除く。同条を同令附則第五条の四

とする改正規定、同令附則第五条の二の二の表第四十八条の十の項、第四十八条の十一の

表第団一ハ矣の一の項 第四ハ矣の二の項
二第一項の項、第四十八条の十一の六第一項
の項、第八一八の一一の九第二項の項及び

の項 第四十九条の十一の九第一項の項及び
第四十八条の十一の十二第一項の項の改正規

定、同条を同令附則第五条の五とする改正規定、同令附則第六条の二を削り、同令附則第

六条の二の二を同令附則第六条の二とする改
正規定、同令附則第十六条の三及び第十七条

の改正規定、同令附則第十七条の二第一項の
改正規定（「第二十条の二第十九項の一を

〔第二十一条の二第二十一項の〕に改める部分及び同項第一号の改正規定を除く。）、同条こ

及び「改正第一号の改正規定に附く、同令に三項を加える改正規定、同令附則第十七条の二の二及び第一七条の三の改正規定、同令付

二の二及び第十七条の三の改正規定 同令附則第十八条の二の改正規定（同条第二項の改

正規定（同条第二項各号）を「同条第三項」に改める部分に限る。）を除く。）同令附則第十八条の三の改正規定（同条第三項の改正

規定（同条第三項各号）を「同条第三項」に改める部分に限る。)を除く。)、同令附則第十八条の四から第十八条の六までの改正規定、定、同令附則第十八条の六の二削る改正規定、定、同令附則第十八条の七、第十八条の七の二及び第十九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同令附則第二十条及び第二十二条の改正規定並びに附則第二条第三項から第五項まで及び第八項から第十項まで、第十条から第十二条まで、第十四条並びに第十六条の規定 平成十九年四月一日

附 則（平成一八年三月三一日政令第一六五号）抄
(施行期日)
第一条 この政令は、整備法の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附 則（平成一八年四月二八日政令第一八四号）抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年六月三〇日政令第二二四号）抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十八年七月一日から施行する。

附 則（平成一八年一二月二二日政令第三三九二号）抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十九年一月二十九日から施行する。

附 則（平成一八年一二月二二日政令第三三九四号）抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十九年一月二十二日から施行する。

附 則（平成一九年二月二三日政令第三一号）抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第三十四条（財務省組織令第十五条规定）、第十六条号及び第十九条第九号の改正規定に限る。）、第三十五条（国土交通省組織令第十一号の改正規定及び第百二十一条に一号を加える改正規定に限る。）、第三十六条号及び第三十七条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年三月三一日政令第一二四号）抄
(施行期日等)
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。

(施行期日) **抄** (平成二〇年二月一일政令第一〇九号)

第一条 この政令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十年三月一日）から施行する。

附 則 (平成二〇年二月一九日政令第四〇号) **抄** (施行期日)

第一条 この政令は、特別会計に関する法律の一部の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。

附 則 (平成二〇年三月三一日政令第九三号) **抄** (施行期日)

この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年四月三〇日政令第三五号) **抄** (施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定期する日から施行する。

一及び二 略

三 目次の改正規定、第一条第二項第四号の改正規定、第十一條の三第一項第一号の改正規定、第五十一条から第五十五条の五までの改正規定、第七十三条から第七十六条までの改正規定、第六十七条の二（見出しを含む。）の改正規定、第二百五十五条から第二百七十七条の二までの改正規定、第二百六十二条第一項第七号の改正規定、第二百八十八条の二第一項第三号イの改正規定、第三百四十四条第二号の改正規定並びに第三百三十六条第五項及び第三百三十九条第七項の改正規定並びに附則第五条、第七条、第十条、第十三条及び第十六条から第十九条までの規定（一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の施行の日（平成二十年十二月一日）

(財務省組織令の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 附則第十三条第二項（寄附金控除の対象となる公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄附金等に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第二百七条第二項（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）の規定による協議については、前条の規定による改正前の財務省組織令第三十五条

第三号（税制第三課の所掌事務）の規定は、な
おその効力を有する。

附 則（平成二〇年五月二一日政令第二
八〇号）抄

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施
行する。

附 則（平成二〇年六月二七日政令第二
一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施
行する。

附 則（平成二〇年七月一六日政令第二
二六号）抄

この政令は、平成二十年十月一日から施
行する。

附 則（平成二〇年七月二十五日政令第二
三七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施
行する。

附 則（平成二〇年八月二七日政令第二
五九号）抄

この政令は、平成二十年十月一日から施
行する。

附 則（平成二〇年九月一九日政令第二
九七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施
行する。

附 則（平成二一年三月六日政令第三〇
号）抄

（施行期日）

(施行期日) ○二号 (平成二一年三月三一日政令第一)
第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定(地方財政法施行令第四条第二号及び附則第二条第一項の改正規定に限る)、第三条から第十二条までの規定及び第十二条の規定(総務省組織令第六十条第八号の改正規定を除く)は、同年六月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日政令第一
○三号)
この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第三条から第六条までの規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二一年六月一四日政令第一
六四号)
この政令は、平成二十一年七月十日から施行する。

附 則 (平成二一年六月二六日政令第一
七〇号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二一年一月二八日政令第一
三一〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十二年一月一日)から施行する。

附 則 (平成二二年三月一五日政令第三
三号)
この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日政令第四
九号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、特別会計に関する法律の一部の施行の日(平成二十二年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日政令第六
七号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日政令第七
五号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年六月一三日政令第一)	附 則 (平成二四年三月一六日政令第五)
（施行期日） 抄 五八号	（施行期日） 抄 六号
1 この政令は、法の施行の日から施行する。	1 この政令は、改正法の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行する。
附 則 (平成二二年六月一五日政令第一)	附 則 (平成二四年三月三一日政令第九)
（施行期日） 抄 六〇号	（施行期日） 抄 二号
この政令は、平成二十二年七月一日から施行する。	この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。
附 則 (平成二三年三月三一日政令第六)	附 則 (平成二三年三月三一日政令第九)
（施行期日） 抄 六号	（施行期日） 抄 一三号
この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。	この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。
附 則 (平成二三年三月三一日政令第三)	附 則 (平成二五年三月一五日政令第六)
（施行期日） 抄 〇八号	（施行期日） 抄 五号
この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。	この政令は、平成二十九年一月一日から施行する。
附 則 (平成二三年一月二八日政令第三)	附 則 (平成二七年三月三一日政令第一)
（施行期日） 抄 四二三号	（施行期日） 抄 四七号
この政令は、平成二十三年一月二六日から施行する。	この政令は、平成二十七年三月三一日政令第一
附 則 (平成二四年一月二五日政令第一)	附 則 (平成二七年三月三一日政令第一)
（施行期日） 抄 六号	（施行期日） 抄 六六号
この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。	この政令は、平成二十九年三月三一日政令第一
附 則 (平成二四年一月二五日政令第一)	附 則 (平成二九年三月三一日政令第四)
（施行期日） 抄 七号	（施行期日） 抄 七号
この政令は、平成二十五年一月一日から施行する。	この政令は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する。
附 則 (平成二四年一月二五日政令第一)	附 則 (平成二九年三月三一日政令第一)
（施行期日） 抄 九号	（施行期日） 抄 一二号
この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。	この政令は、平成二十九年三月三一日政令第一
附 則 (平成二四年一月二七日政令第一)	附 則 (平成二九年三月三一日政令第一)
（施行期日） 抄 九号	（施行期日） 抄 九五号
この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年二月一日）から施行する。	この政令は、外國為替及び外國貿易法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十月一日）から施行する。
附 則 (平成二六年五月一四日政令第一)	附 則 (平成二九年七月一四日政令第一)
（施行期日） 抄 七九号	（施行期日） 抄 二二号
この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則	この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二六年五月一四日政令第一)	附 則 (平成二八年三月三一日政令第一)
（施行期日） 抄 六八号	（施行期日） 抄 一一号
この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則	この政令は、平成二十八年七月十日から施行する。
附 則 (平成二六年六月二〇日政令第二)	附 則 (平成二八年一〇月五日政令第三)
（施行期日） 抄 四五号	（施行期日） 抄 二四号
この政令は、平成二十六年七月一日から施行する。ただし、第九十三条の改正規定は、同月十日から施行する。	この政令は、平成二十八年七月一日から施行する。
附 則 (平成二七年三月一八日政令第七)	附 則 (平成二八年一〇月二一日政令第
（施行期日） 抄 四四号	（施行期日） 抄 三三二号
この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。	この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
附 則 (平成二七年六月二一日政令第一)	附 則 (平成二九年三月二四日政令第四)
（施行期日） 抄 八五号	（施行期日） 抄 七号
この政令は、平成二十五年七月一日から施行する。	この政令は、平成二十九年三月三一日政令第一
附 則 (平成二七年六月二六日政令第一)	附 則 (平成二九年三月三一日政令第一)
（施行期日） 抄 二号	（施行期日） 抄 一二号
この政令は、廃止法の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。	この政令は、平成二十九年三月三一日政令第一
附 則 (平成二六年二月五日政令第二三)	附 則 (平成二九年三月三一日政令第一)
（施行期日） 抄 二号	（施行期日） 抄 一二号
この政令は、平成二十六年七月一日から施行する。	この政令は、平成二十九年三月三一日政令第一
附 則 (平成二六年二月五日政令第二三)	附 則 (平成二九年三月三一日政令第一)
（施行期日） 抄 三四号	（施行期日） 抄 一二号
この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。	この政令は、平成二十九年三月三一日政令第一
附 則 (平成二六年三月三一日政令第一)	附 則 (平成二九年三月三一日政令第一)
（施行期日） 抄 三九号	（施行期日） 抄 一二号
この政令は、平成二十六年十月一日から施行する。	この政令は、平成二十九年三月三一日政令第一
附 則 (平成二六年五月一四日政令第一)	附 則 (平成二九年七月一四日政令第一)
（施行期日） 抄 七九号	（施行期日） 抄 二二号
この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。	この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二六年五月一四日政令第一)	附 則 (平成二九年七月一四日政令第一)
（施行期日） 抄 六八号	（施行期日） 抄 一一号
この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則	この政令は、平成二十八年七月十日から施行する。
附 則 (平成二六年六月二〇日政令第二)	附 則 (平成二八年三月三一日政令第一)
（施行期日） 抄 四五号	（施行期日） 抄 二四号
この政令は、平成二十六年七月一日から施行する。	この政令は、平成二十八年七月一日から施行する。
附 則 (平成二七年三月三一日政令第一)	附 則 (平成二九年三月三一日政令第一)
（施行期日） 抄 一五号	（施行期日） 抄 一二号
この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。	この政令は、平成二十九年三月三一日政令第一
附 則 (平成二八年三月三一日政令第一)	附 則 (平成二九年三月三一日政令第一)
（施行期日） 抄 三四号	（施行期日） 抄 一二号
この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。	この政令は、平成二十九年三月三一日政令第一
附 則 (平成二八年三月三一日政令第一)	附 則 (平成二九年三月三一日政令第一)
（施行期日） 抄 二二号	（施行期日） 抄 一二号
この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。	この政令は、平成二十九年三月三一日政令第一
附 則 (平成二九年七月一四日政令第一)	附 則 (平成二九年七月一四日政令第一)
（施行期日） 抄 九五号	（施行期日） 抄 一二号
この政令は、外國為替及び外國貿易法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十月一日）から施行する。	この政令は、外國為替及び外國貿易法の一部を改正する。

